

1. はじめに

法治国家である日本において、すべて行政行為は法律によって規定されている。法律に書かれていることしかできない。それが法治国家における行政システムである。

地球環境問題が国際的なイシューとして位置づけられて長い年月が経った。地球環境保護に関する国際会議は、国際連合を中心として数多く実施され、多くの議定書・条約が発効してきた。当然にして、日本がそれらに批准した場合、国内法を整備する必要がある。

日本における環境政策の根幹を成すのが、環境基本法であるといえるだろう。しかしこの法律は、制定されたのは平成5年のことである。それ以前から、またそれ以後も多くの法令が制定された。

Wikipediaの環境法令一覧で分類されている、国会決議を経た法律だけでも116の法律が存在している。しかし、位置づけとしては環境基本法が、我が国の環境政策の基本法であるということは自明であろう。

本稿は、その環境基本法を読んだ上で、筆者なりに注目すべき点として「環境問題の定義付け」を挙げ、これらについての考えをまとめるものである。

2. 環境基本法の目的と構成

- 環境基本法は、一条において、
- ・環境保全についての基本理念の策定
 - ・国、地方公共団体、事業者及び国民の責務の明示
 - ・環境保全の施策の基本事項の策定
- 以上3点を明らかにすることにより、
- ・施策の総合的かつ計画的な推進
 - ・国民の健康で文化的な生活の確保への寄与
 - ・人類の福祉への貢献

以上3点を達成することを目的とする旨が記されている。それ以降の条文を見ても、この法律では「基本理念」「責務」「施策」に関する記述が中心になっていることが伺える。また、「国民の健康で文化的な生活の確保」という文面から、この法案が日本国憲法二五条を大きなベースとして位置づけているのではないかと、ということも伺える。

法律は、総則において上記の「基本理念」「責務」について触れた後、少し掘り下げたレベルで「施策」に関する方針を打ち出している。具体的には、指針や基準、国レベルの施策や国際協力レベルの施策、地方公共団体の役割などである。その後、中央環境審議会や公害対策会議の設置根拠となる条文が書かれている。

3. 「『地球環境』の定義」への疑問

さて、今回環境基本法を読む中で気になったのは、『地球環境』ということばによってまとめられている個別具体的な現象への言及である。条文中では、およそ「環境問題」に含意されるような個別具体的な事象の名前が挙がっている。しかしそれらは、私の目には限定的に見えてしまったのである。どうということなのか、以下に示す例を見ながら説明しよう。

条文二条においては、各種用語の定義がなされている。1項では「環境の負荷」を「人の活動により環境に加えられる影響」と定義づけている。これは納得できるとして、問題は2項と3項である。

2項の条文では、「地球環境保全」を、「地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全」と定義づけている。そしてその「環境に影響を及ぼす事態」の具体例として

- ・地球全体の温暖化
- ・オゾン層の破壊の進行
- ・海洋の汚染
- ・野生生物の種の減少

を挙げている。

一方の3項では、「公害」を、「人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに…（中略）…動植物及びその生育環境を含む。）にかかる被害が生ずること」と定義づけている。そして、その具体的な加害要因として「事業活動その他の活動に伴って生ずる相当範囲に渡る」と前置きをした上で

- ・大気の汚染
- ・水質の汚濁
- ・土壌の汚染
- ・騒音
- ・振動
- ・地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く）
- ・悪臭

を挙げている。

二条の問題点は、保全すべき環境を一部限定していることだ。環境省ホームページのトップページに「地球環境・国際環境協力」という欄には、

- ・温暖化
- ・オゾン層
- ・酸性雨
- ・黄砂

- ・南極
- ・森林

という 이슈が挙げられている。しかし、酸性雨、黄砂、南極というキーワードは条文中には出てきていない。それぞれの問題点の根源を考えれば、それらは大気汚染や地球温暖化などに関係することは確かである。しかし、ある程度具体的な環境 이슈を示している二条のなかで、これらの問題が取り上げられていないことは不思議である。

更に言うならば、砂漠化や森林伐採／破壊の問題も世界的な環境 이슈として捉えられているにも関わらず、これらが「保全すべき環境」として掲載されていない。第二章第六節では、「地球環境保全等に関する国際協力等」というタイトルをつけて国際協力に関する施策の方針を述べられている。また総則部の五条でも「地球環境保全が人類共通の課題である」とした上で「地球環境保全は、我が国の能力を生かして、及び国際社会において我が国の占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進されなければならない」と述べられている。にもかかわらず、世界的に問題となっているはずの砂漠化や森林伐採の問題等、温暖化やオゾン層破壊などと同列に扱われてしかるべき問題が掲載されていない。これはおかしいのではないか。

二条における問題点は、まだ各種環境問題の原因をひも解いていけば、掲載されていないことも理解できないではない。しかし三条における問題点はどうも理解に苦しむ。それは、地盤沈下の項において「鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く」と記されている点である。これは明らかに、前置きである「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる」と矛盾するのではないか。地盤沈下は、原因の代表例としては地下水の過採取が考えられる。現にこのことが二条にも記載されている。地下水の採取は明らかに人の活動であるが、なぜ鉱物の掘採を例外として扱うのか、に疑問が残る。

4. 最後に

環境の破壊を行うのは人間であり、環境の保全を行うのも人間である。環境基本法は、そうした人間活動の基本的な指針を示した法律であり、日本人の行動指針と基本理念であると言える。しかも、日本における行動だけでなく、国際的な取り組みについても触れている点で、大きな意味を持っている。それだけ重大な意味を持つこの法律において定義される環境問題が、明示された部分においては限定的に見えていることについて、筆者は大きな疑問を抱いている。日本が取り扱っていかねばならない環境問題、保全すべき環境というのは、人間を含めた地球の生態系に関わる全ての環境を指すにちがいない。であれば、日本の環境行政は、更に広範な環境問題を積極的に取り扱う必要があるのではないかと思う。

慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス 2009年度春学期「法と社会」最終レポート

論題：地球環境問題『環境基本法を読む ～地球環境はこれだけなのか～』

氏名：遠藤 忍

学籍：総合政策学部3年／70701546

連絡：s07154se@sfc.keio.ac.jp

字数：2739字（―――で挟まれた部分のみ）

参考文献：

- 「環境基本法（平成五年十一月十九日法律第九十一号）」、法令データ提供システム、<http://law.e-gov.go.jp/htmlldata/H05/H05H0091.html>
- 2009.07.11確認、「環境省へようこそ！」、環境省、<http://www.env.go.jp/>